

●2016 年度から長期会員納入制度・永年会員制度がスタートします。

長期会費納入制度および永年会員制度について

満 58 歳以上の会員は、本人からの申し出があれば、5 万円の一時金支払いをもって、10 年分の会費納入とすることができます。また、満 68 歳以上の会員は、本人からの申し出があれば、2 万円の一時金支払いをもって、永年会員の資格を得ることができます。長期会費納入者・永年会員は、会員としての資格、特典について何ら制限を受けることはありません。また、経済情勢の変化により、一時金の金額が将来変更されることもあり得ますが、その際にもすでに納入した会員に増額をお願いすることはありません。なお、本制度は、当該満年（58 歳、68 歳）に達する会計年度の 4 月以降より、適用することができます。

日本地理教育学会

会費納入に関する規定

2015（平成 27）年 7 月 18 日制定

1. 会員は会則第 4 条に従って会費を納入しなければならない。
2. 満 58 歳以上の会員は本人の申し出により長期会費納入についての特別の措置をとることができる。また、満 68 歳以上の会員は本人の申し出により永年会員の資格を得ることができる。

付則

1. 本規定第 2 項は 2016（平成 28）年 4 月 1 日より施行する。

※ 制度の適用を希望される方は、裏面の書類をコピーし、長期会費納入制度および永年会員制度の利用をお申し込みください。資格の有無・前年度会費等の納入状況を確認のうえで、関係書類をお送りします。

※2016 年度からの適用につきましては、既に会費を既にお支払の方にもご対応いたします。

長期会費納入制度および永年会員制度 利用申込書

以下の①②を学会事務局あてに郵送してください。

①本書類（記入後のもの）

②生年月日のわかる書類（身分証，免許証，保険証等の写し。住民票の写しをご使用の方はマイナンバーが未記入のものをご使用ください）。確認後，お返しいたします。

送付先：〒184-8501

東京都小金井市貫井北町 4-1-1 東京学芸大学地理学研究室内

日本地理教育学会

申し込み年月日 年 月 日

1	ふりがな 氏名	
2	住所	〒
	連絡先	メール
		電話
3	適用を希望する制度	いずれかにチェックを入れてください※ <input type="checkbox"/> 長期会費納入制度 <input type="checkbox"/> 永年会員制度
4	生年月日	年 月 日生

・長期会費納入制度・・・本人からの申し出により，5万円の一時金支払いをもって，10年分の納入とみなす制度です。満58歳以上（当年4月2日～翌年4月1日に58歳以上）の会員に適用することができます。

・永年会員制度・・・本人からの申し出により，2万円の一時金支払いをもって，永年会員の資格を得ることができます。満68歳以上（当年4月2日～翌年4月1日に68歳以上）の会員に適用することができます。

※なお，一般の年会費は6,000円です。